

教育資金等に係る贈与税の非課税規定等

◎ 相続税法（抄）

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 省略

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三～六 省略

2 省略

◎ 相続税法基本通達（抄）

（「生活費」の意義）

21の3-3 法第21条の3第1項第2号に規定する「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含むものとして取り扱うものとする。

（「教育費」の意義）

21の3-4 法第21条の3第1項第2号に規定する「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らないのであるから留意する。

（生活費及び教育費の取扱い）

21の3-5 法第21条の3第1項の規定により生活費又は教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいうものとする。したがって、生活費又は教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金若しくは家屋の買入代金に充当したような場合における当該預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱うものとする。

教育資金の範囲

「学校等」に直接支払われる入学金、授業料 その他の金銭 (1,500万円枠)

- 学校等に対して支払われる、**教育に係る役務の提供への対価**又は**教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費**が対象。

(※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。
学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

○「学校等」の範囲

- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校
- ・大学（院）
- ・高等専門学校
- ・専修学校、各種学校
- ・保育所、保育所に類する施設、認定こども園 等

(注) 上記の合計で1,500万円までが非課税

「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の 対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

- **学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動に係る教育指導として社会通念上認められるものへの対価**が対象。

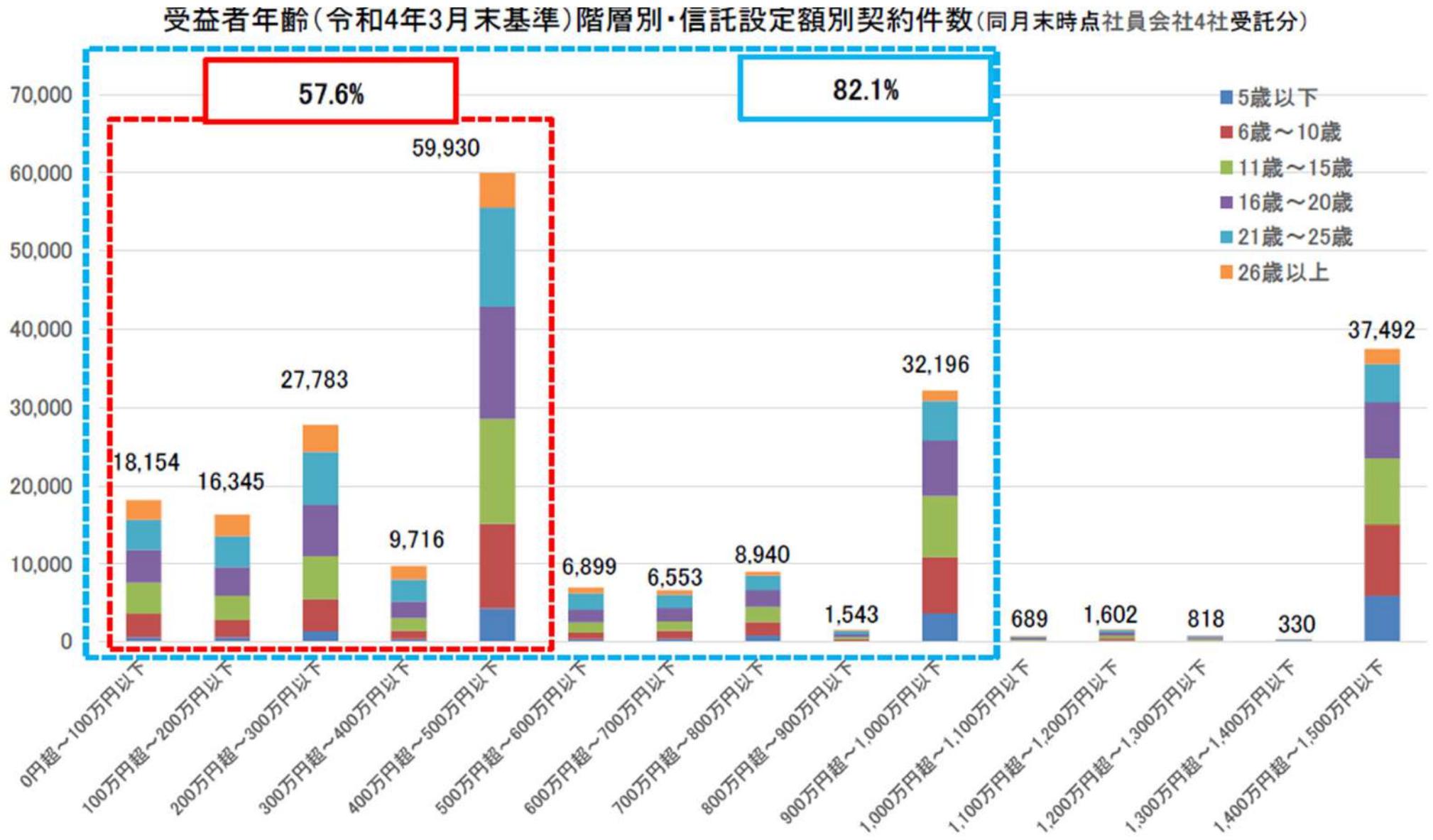
(※) 学校等の教育に必要と認められる費用、通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費も含まれる。

(※) ・学習塾、予備校など

- ・文化芸術活動（楽器、舞踏、絵画など）
- ・スポーツ活動（水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など）
- ・その他教養（習字、そろばん、外国語会話など）

(注) 23歳以上の者は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限る。

教育資金非課税措置の対象となる信託契約の受託状況



(出典) 令和5年度税制改正要望における文部科学省要望資料

結婚・子育て資金の範囲

結婚に際し要する費用

(300万円枠)

① 婚礼（結婚披露を含む）の費用

婚礼（結婚披露を含む。）に関する物品・サービスを提供する者に支払う費用（挙式費用、会場費、衣装代、飲食代、引き出物代など）で婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの

② 家賃、敷金その他これに類する費用

- ・家賃・共益費、敷金・礼金、契約更新料で婚姻の日前後1年以内に締結された賃貸借契約に基づいて支払われるもの
- ・上記契約の締結のために要した仲介手数料

③ 転居するために要する費用

受贈者本人の引越代

妊娠・出産・育児に要する費用

(1,000万円枠)

① 不妊治療に要する費用及び妊娠に要する費用

② 分娩費その他これに類する費用

- ・分娩費、入院料、差額ベッド代、新生児管理保育料など
- ・産後ケア施設の利用料など

③ 子の医療費

治療費、医薬品代、予防接種代、検診費用

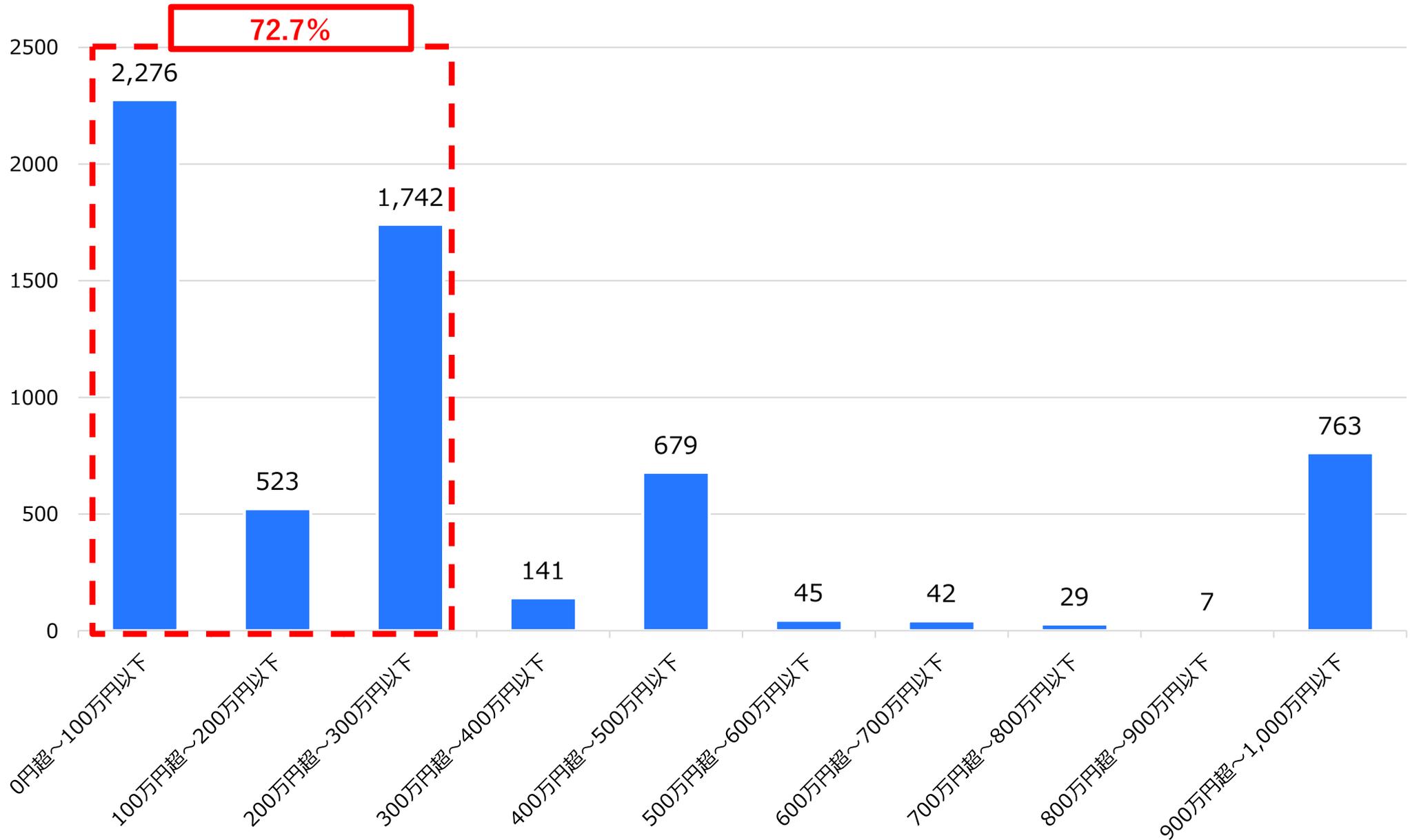
④ 幼稚園、保育所、認定こども園の保育料その他子育てに要する費用

ベビーシッター費用

(注) 上記の合計で1,000万円までが非課税。

結婚・子育て資金非課税措置の対象となる信託契約の受託状況

(契約数：件)



(注) 令和4年3月末時点信託協会社員会社4社受託分の合算

(出典) 令和5年度税制改正要望における内閣府要望資料を基に主税局作成

令和2～4年度 与党税制改正大綱（抄）

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

令和元年12月12日
自由民主党
公明党

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(4) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

（中略）現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

第一 令和3年度税制改正の基本的考え方

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(3) 相続税・贈与税のあり方

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の2割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっているとの指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

令和3年12月10日
自由民主党
公明党

2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 相続税・贈与税のあり方

（中略）経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。